

令和2年度長島町地域密着型サービス事業者公募要項

1 公募の趣旨

長島町では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して暮らせるよう、「長島町老人福祉計画及び介護保険事業計画」(平成30年度～令和2年度)に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を推進しています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者の指定を公正かつ円滑に進めるために行なうものであり、令和2年度における施設整備について、指定に先立ち希望事業者を募り、指定事業者候補を選定しようとするものです。

2 募集する地域密着型サービス事業及び募集数

今回募集する地域密着型サービスの種類等は次のとおりです。

事業種類	施設規模	日常生活圏	整備数
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	利用登録者 29 人以下	長島町	1 施設

3 応募事業者の資格及び要件

- ・応募事業者は、長島町内に住所を有するもの。
- ・法人又は新たに法人を設立する予定の者であること。
(申込時点で法人格を有していないときは、工事完成までに法人格を有すること。)
- ・介護保険法第78条の2第4項各号及び介護保険法第115条の12第2項の規定に該当しないこと。
- ・当該法人及び代表者について、町税等の滞納がないこと。
- ・法人が運営している事業所に対し、県、町等の指導・監査が行われた場合は指摘事項を改善していること。
- ・介護給付費等の過誤調整・返還金等がある場合は、誠実に処理していること。
- ・選定後、速やかに施設整備に向けた準備をし、令和2年度中に完成、開設すること。
(ただし、特別な理由があり町長が認めた場合はこの限りでは無い)

- (1) 事業の持続性を確保するため、下記の土地を建設予定地とします。

建設地 鹿兒島県出水郡長島町指江 484 番地 3
地 目 : 宅地 (町有地)
所有者 : 長島町
面 積 : 749.57 m²

土地の貸付は無償とすることができる。(ただし、町議会の議決を得られた場合に限る。)

- (2) 補助金について

施設の整備資金については、基本的には自己資金ですが、介護基盤整備事業費補助金の活用を予定しています。

補助金 ①1施設当り 38,634 千円 以内

内訳：小規模多機能型居宅介護事業所 1 施設 33,600 千円
施設開設準備経費等支援事業 5,034 千円
(839 千円×居室 6 室)

②当施設整備は指江地区の地域振興対策として町から予算の範囲内において事業費の 10%以内の補助金を交付することができる。(ただし、町議会の議決を得られた場合に限る。)

①の補助金については、鹿児島県において補助金交付決定がなされた場合のみ交付が可能となり、現時点での交付が確約されるものではありません。

補助金を受けて整備する場合は、「長島町補助金交付規則」及び「長島町地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき適正な経費執行が求められます。

※ 交付金の交付決定により、町から補助金の支給を受ける場合は、工事業者の選定や契約等について、町が行なう契約手続き等に準拠することが条件となりますのでご注意ください。

(3) 近隣住民への説明

地域密着型サービス事業は、地域住民等との連携や協力を行うなど、地域と交流を図っていく必要があります。そのためには、地域住民に事業の内容をよく理解していただくために、事業所の事業内容や運営方針等について、近隣住民の方々に十分説明を行い、理解を得てください。

4 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定方法

- ア 事業候補者の選定は、地域密着型サービス事業者選定委員会において行い、長島町地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえ町長が決定します。なお、審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。
- イ 選定方法は、質の高いサービスの確保に留意し、書類審査及びヒアリングを行います。
- ウ 応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

(2) 審査の手順

- ア 応募申込書及び開設提案書等による事業実施体制（運営の方針、資金計画書、収支計画、職員体制等）及び指定基準を満たすかどうかを審査します。
- イ その後、事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、文書により通知します。（選定後において、提出書類に虚偽の記載や本要項に関する重大な違反行為が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。）

(4) その他

審査結果及び選定結果に対する質疑は一切受け付けないものとする。

5 選定基準

- (1) 法人の理念・姿勢
- (2) 法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守及び状況
- (3) 利用者への対応
- (4) 職員体制及び職員の質の向上
- (5) 施設管理の安全性への配慮
- (6) 地域との連携
- (7) その他地域密着型サービスについて

6 応募手続き

本公募に申し込みを希望する者は次のスケジュールにより、応募申込書等を提出してください。
質問事項がある場合は、9月10日（木）までに文書にて申し出てください。（任意様式）
（後日取りまとめのうえ文書等で回答します。）

申し込みの前に事前に応募を考えている場合は、申し込み予定者の状況を把握するため事前に申し込み予定書（任意様式）を提出ください。

7

スケジュール（予定）

令和2年 7月27日（月）	県からの内示
8月26日（水）	第1回地域密着型サービス事業者選定委員会
8月27日（木）	第1回地域密着型サービス運営委員会
9月1日（火）	告示 町防災行政無線で呼びかけ 公募要項配布及び町ホームページ掲載等
9月11日（金）	申し込み予定書提出
9月15日（火）	事業説明会 （応募多数の場合）
9月1日（火）から 9月30日（水）まで	応募受付 （応募申込・開設提案書）
10月上旬から 10月中旬まで	課内検討 第2回地域密着型サービス事業者選定委員会
10月下旬	地域密着型サービス運営委員会開催
11月上旬	令和2年度指定内示 （県への指定内示報告）
11月中旬以降	町からの補助金交付決定通知 着手
3月頃	完成検査 （町・消防等確認検査）
3月頃	指定申請受付

8 その他

- （1） 事業計画書提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、締切直前は極力避け、日程に余裕をもってご提出ください。
- （2） 原則締切日を過ぎた資料の追加提出等はお受けできませんので、ご注意ください。
- （3） ご提示いただいた事業計画書及び添付書類等の返却はいたしません。
- （4） 事業計画書等の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。
- （5） 地元説明会については、事業者が決定後に工事に着手するまでに実施してください。
また、同意書については、事業予定地が属する自治公民館及び近接する自治公民館並びに隣接する土地の所有者等から同意を得るようにお願いします。

9 受付及び問い合わせ先

受付期間 令和2年9月 1日 (火) から
9月 30日 (水) まで ※郵送の場合は受付期間必着
(8時30分から17時15分まで 土曜・日曜・祝日は除く)

提出先 長島町役場 介護環境課 介護保険係
〒899-1498
鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1
電話 0996-86-1153 (直通) 代表: 0996-86-1111 (内線 1162)
FAX 0996-86-0950 Mail kaikan04@town.nagashima.lg.jp

指定申請及び事前協議にあたって

- ・ 地域密着型サービス事業を実施するには、人員・設備及び運営に関する基準及び消防法をはじめ関係法令を遵守するとともに、地域密着型サービス運営委員会での意見、関係機関の指導等に従わなければなりません。
- ・ 事前協議を行う前に、必ず、人員・設備及び運営に関する基準等をご確認いただき、基準等を満たす事業運営が可能かどうかを十分検討のうえ、申込の手続きを行ってください。

<人員・設備及び運営に関する基準等>

- 「長島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
(平成24年12月18日条例第25号)
- 「長島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」
(平成24年12月18日条例第24号)
- 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(厚生労働省告示第126号)
- 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(厚生労働省告示第128号)

※ 上記のほか、次の資料もご確認ください。

- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成21年3月13日老計発第0313002号・老振発第0313004号・老老発第0313004号)
- 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成21年3月6日老計発第0306001号・老振発第0306001号・老老発第0306002号)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
に規定する研修について」
(平成18年6月6日老計発第0606001号・老振発第0606001号・老老発第0606001号)

10 提出書類

ア 応募申込書の提出書類一覧

	項 目	備 考	様 式
1	申し込み予定書		任意様式
2	応募申込書	所定の様式	第1号様式
3	定款又は寄付行為	最新のもの	

4	法人登記簿謄本 「全部事項証明書（現在事項証明書）」	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	
5	印鑑証明書	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	
6	事業者概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項 ・ 代表者の履歴書 ・ 役員・社員構成、氏名 (3) 事業者の概要（パンフレットでも可） (4) 現在経営している施設又は事業に関する資料 ・ 施設の運営形態 ・ 事業内容、規模 ・ 特色、施設の構成 ・ 敷地面積、床面積 (5) 今後開設を予定している施設又は事業に関する資料 ・ 事業内容、規模（平面図・立面図等）	任意様式
7	決算書等	(1) 最近3箇年間の決算書 (2) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3箇年間の内容と実績	任意様式

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 書類は各2部提出してください。なお、様式1号様式中、提出書類(2)(3)のうちそれぞれ1部はコピーで可

※ 上記のほか、町が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ 開設提案書の提出書類一覧

	項 目	備 考	様 式
1	開設提案書	所定の様式	第2号様式
2	法人の理念・姿勢	事業運営に関する目的及び運営方針事業の実績・経験 取扱方法や介護方針（日常生活の支援・苦情解決体制）	任意様式
3	法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守及び状況	福祉サービス提供に対する理念 利用料について 事業計画と収支計画について	
4	利用者への対応	サービス内容や手続きについて 利用者への公平・公正な対応について	
5	職員体制及び職員の質の向上	人材確保や人員配置について 休暇・退職の際の職員の補充について 職員の育成・接遇・研修について	

6	施設管理の安全性への配慮	緊急時の対応について 消防計画について 事故発生時の対応について 衛生管理について	
7	地域との連携	医療機関との協力体制について 利用者家族や地域住民との交流について 運営推進会議設置に関する考え方について	任意様式
8	その他地域密着型サービスについて	家庭的な生活空間の取り入れについて	

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

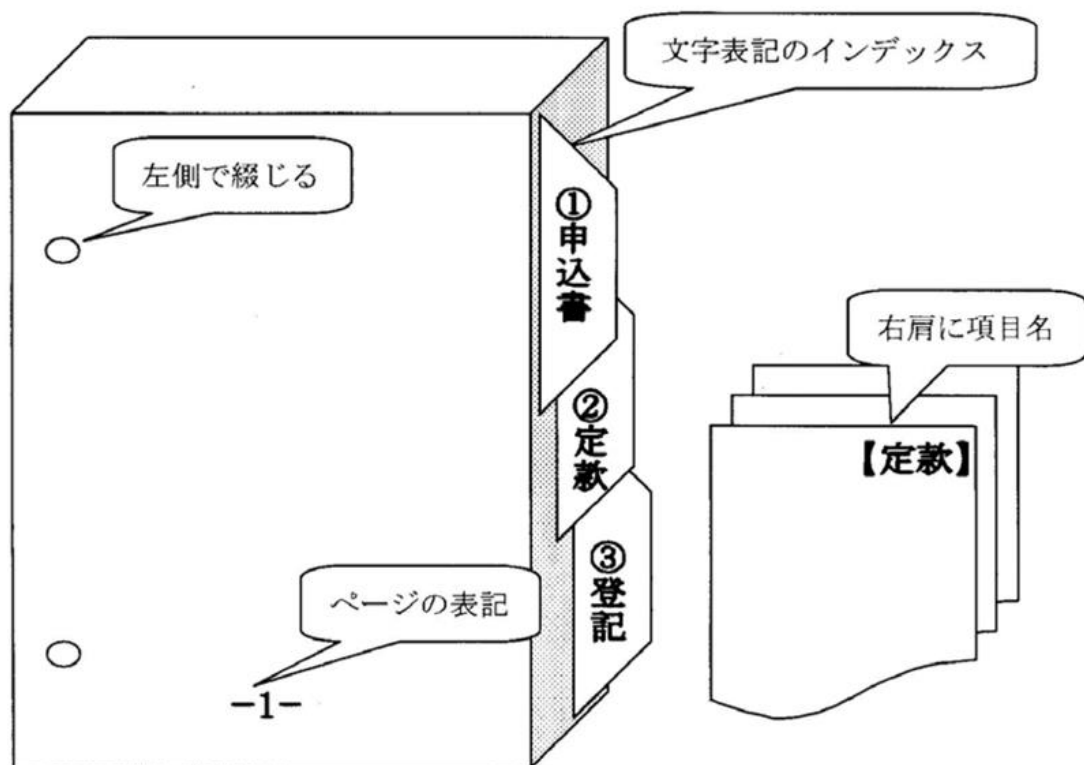
※ 上記のほか、町が必要とする書類の提出を求めることがあります。

※ 書類は各2部提出してください。

ウ 提出書類の体裁

提出書類は、次のとおり体裁を整えてください。

- ☐ 全体の目次をつける
- ☐ ページをつける
- ☐ ページごとに右肩に書類名を表記する。
- ☐ 項目ごとに、文字表記のインデックスをつける。(番号は不可)
- ☐ 全体をバインダー等で綴る。



第1号様式

令和 年 月 日

長島町長 様

所在地

代表者氏名

印

地域密着型サービス事業応募申込み書類の提出について

このことについて、下記提出書類を添えて応募します。

記

1 提出書類

- (1) 定款又は寄付行為 2部
- (2) 法人登記簿謄本 2部 (1部はコピーで可)
- (3) 印鑑証明書 2部 (1部はコピーで可)
- (4) 事業者概要 2部
- (5) 決算書等 2部
- (6) 開設提案書 別途提出

2 担当連絡先

(ふりがな)		
法人名		
(ふりがな)		
担当者		
所 属 (役職)		()
連 絡 先	住 所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	その他	

開 設 提 案 書

このことについて、下記書類を添えて提出します。

記

1 提出書類

項 目	チェック欄 (添付書類に○印)
(1) 法人の理念・姿勢	
(2) 法人運営の透明性・公平性・ 法令等の遵守及び状況	
(3) 利用者への対応	
(4) 職員体制及び職員の質の向上	
(5) 施設管理の安全性への配慮	
(6) 地域との連携	
(7) その他地域密着型サービスに ついて	

2 担当連絡先

(注) 応募申込書に記載の担当者と異なる場合は、以下に記入願います。

(ふりがな)		
法人名		
(ふりがな)		
担当者		
所 属 (役職)		()
連 絡 先	住 所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	その他	